

公衆浴場業 調査票

調 査 年 月 日		令和 年 月 日 ()	環境衛生監視員氏名	
申 請 者 住 所 ・ 氏 名				
営 業 所 所 在 地 ・ 名 称				
浴 場 の 種 類		一 般 ・ 特 殊 ・ そ の 他		
構造設備等の基準				適・否
1	脱衣室	男女それぞれ専用のもの。男女各室を併せて設置している場合は、男女各室から相互に見通すことができない構造。ただし、個室内に設けられた脱衣室及び浴室並びに衣類を着用する者のみを入浴させる浴室については、この限りでない。 (県条例第6条第1号)		
		浴場の外部から見通すことができない構造 (県条例第6条〔第4条第2号〕)		
		十分な換気のできる構造 (県条例第6条〔第4条第3号〕)		
		入浴者の需要を満たす適当な広さ (県要綱第4〔第3第1号〕)		
		入浴者の衣類等を清潔かつ安全に保管できる脱衣箱の設置 (県要綱第4〔第3第1号〕)		
2	浴室	男女それぞれ専用のもの。男女各室を併せて設置している場合は、男女各室から相互に見通すことができない構造。ただし、個室内に設けられた脱衣室及び浴室並びに衣類を着用する者のみを入浴させる浴室については、この限りでない。(県条例第6条第1号)		
		浴場の外部から見通すことができない構造。ただし、アウトドアサウナであって風紀を乱すおそれのない衣類を着用する者のみを入浴させる場合は適用しない。 (県条例第6条〔第4条第2号〕)(令和7年3月18日付け衛生第831号衛生課長通知)		
		十分な換気のできる構造 (県条例第6条〔第4条第3号〕)		
		打たせ湯又はシャワーには、循環している温水又は水を使用しない(県条例第6条〔第4条第11号セ〕、県要綱第4〔第3第2号エ〕)		
		浴者の需要を満たすことができる適当な広さ (県要綱第4〔第3第2号ア〕)		
		入浴者の利用に供する湯栓・水栓の設置。ただし湯栓の設置については、アウトドアサウナであって気温や水温を鑑みて利用者が使用しやすい適温な水を、営業者が確保できる場合にあっては適用しない。 (県要綱第4〔第3第2号イ〕)(令和7年3月18日付け衛生第831号衛生課長通知)		
		洗い場床面から浴槽上縁まで5cm以上 (県要綱第4〔第3第2号ウ〕)		
		気泡発生装置等を設置する場合、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造 * (県要綱第4〔第3第2号オ〕)		
屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造 (県要綱第4〔第3第2号カ〕)				
3	循環式浴槽	浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備の有無 *		有・無
4	ろ過器を設置する循環式浴槽 (県要綱第4〔第3第3号〕)	砂式ろ過器で1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上かつ、ろ材は十分な逆洗浄を行うことができるもの。		
		ろ材がこれにより難い場合は、清掃消毒が容易に行うことができる構造のもの		
		循環水がろ過器に入る前に集毛器を設置		
		浴槽水の消毒装置は、循環水がろ過器に入る直前に薬剤注入する構造		
浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続又は微小な水粒の発生を防止する構造 *				
5	サウナ室 (県条例第6条〔第4条第10号、県要綱第4〔第3第4号〕)	男女それぞれ専用のもの。男女各室を併せて設置している場合は、男女各室から相互に見通すことができない構造		
		十分な換気のできる構造		
		出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓の設置		
		室内の見やすい場所にブザー等非常用設備		
6	飲料水供給設備	浴室、脱衣室その他の入浴者の利用しやすい場所に1ヵ所以上設置 (県要綱第4〔第3第6号〕)		
7	手洗い設置を備えた便所	脱衣室その他の入浴者の利用しやすい場所に設置 (県要綱第4〔第3第5号〕)		
* 気泡発生装置等を設置する場合の管理 ろ過器 毎日1回以上の逆洗浄等による汚れの除去かつ、遊離残留塩素濃度5～10mg/Lの塩素水による消毒。(ろ過器のない場合及び珪藻土式ろ過で毎日完全換水は除く) 浴槽水 2月に1回以上レジオネラ属菌の水質検査。(ろ過器のない場合及び珪藻土式ろ過で毎日完全換水は除く) 塩素系薬剤での消毒により、遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上を保持				

備考